

平成27年（行ケ）第10223号 審決取消請求事件

決 定

東京都中央区東日本橋2-27-9初音森ビル10階

|   |   |            |
|---|---|------------|
| 原 | 告 | 谷口雅春先生を学ぶ会 |
| 代 | 表 | 者          |
| 中 | 島 | 省          |
| 平 | 尾 | 正          |
| 樹 | 智 |            |
| 同 | 内 | 田          |

山梨県北杜市大泉町西井出8240番地2103

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 被 | 告 | 生 | 長 | の | 家 |
| 代 | 表 | 者 | 代 | 表 | 役 |
| 磯 | 部 | 和 | 男 |   |   |
| 田 | 中 | 美 | 登 | 里 |   |
| 同 | 田 | 中 | 伸 | 一 | 郎 |
| 同 | 相 | 良 | 由 | 里 | 子 |
| 同 | 外 | 村 | 玲 | 子 |   |
| 訴 | 訟 | 代 | 理 | 人 | 弁 |
| 藤 | 倉 | 大 | 作 |   |   |
| 同 | 尾 | 首 | 智 | 子 |   |

東京都国立市富士見台二丁目39番地の1

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 補 | 助 | 参 | 加 | 申 | 出 | 人 | 公 | 益 | 財 | 団 | 法 | 人 | 生 | 長 | の | 家 | 社 | 会 | 事 | 業 | 団 |
| 代 | 表 | 者 | 代 | 表 | 理 | 事 | 久 | 保 | 文 | 剛 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 平 | 尾 | 正 | 樹 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 同 | 内 | 田 | 智 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

主 文

1 知的財産高等裁判所平成27年（行ケ）第10223号審決取消請求事件について、補助参加申出人が原告を補助するために訴訟に参加することを許可する。

2 補助参加の申出に対する異議の申立てによって生じた費用は被告の負

担とする。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件の本案訴訟は、被告が有する別紙商標目録記載の商標（以下「本件商標」という。）に係る商標権（以下「本件商標権」という。）について、原告が商標法3条1項柱書、同法4条1項6号、7号、8号、10号、15号及び19号を理由に無効審判の請求をしたところ、特許庁が「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をしたため、原告が、審決の取消しを求めた事案である。

補助参加申出人は、本件商標と同一の構成からなる「實相」の書（以下「本件標章」ということがある。）を使用しており、本案訴訟において、本件商標権の有効性が確認されれば、本件標章の使用について被告から差止等の請求をされるおそれがあるなどと主張して、原告を補助するため補助参加を申し出たところ、被告はこれに対し異議を申し立てた。

### 第2 補助参加申立ての理由の要旨

1 補助参加申出人は、設立以来、児童養護施設の設置運営及び宗教的情操教育を事業として実施している。補助参加申出人が設置する児童養護施設（神の国寮）には、宗教的礼拝対象として、谷口雅春の宗教的信念の表現である谷口雅春揮毫の「實相」の書及び「光輪卍十字架図」を掲げて、入所児童の礼拝の用に供するとともに、入所児童の先祖供養祭や毎年の「創立者感謝の集い」等の「宗教集会の運営」及び「宗教教育」を公益目的事業として実施している。また、補助参加申出人は、公益目的事業の実施会場において、「實相」の書及び「光輪卍十字架図」を掲げて行事開始や終了の祈りを行い、又は物故者の供養祭等を行っている。

本件商標は「實相」の書そのものをその構成とし、指定役務を「宗教集会の運営」及び「宗教教育」とするものであるから、本件商標が有効に存続するときは補助参加申出人の公益目的事業の執行につき重大な支障となる。

したがって、補助参加申出人は本案訴訟の結果について利害関係を有する。

2 そもそも被告は、被告以外の者による生長の家の宗教の儀式の執行を禁止するために、本件商標の登録を得たのであって、その設定登録を待たずに、原告に対し、その儀式の執行の中止を求めたにもかかわらず、本件の審判手続において、被告は、生長の家の宗教を信仰することを妨げるものでも、宗教的な儀式や集会を行うことを妨げるものでもないなどと虚偽の主張をしている。結局、被告は、補助参加申出人の参加の利益を否定するために、本件標章の使用に対し異議を述べることはないなどと主張しているといわざるを得ない。

被告が本案訴訟に勝訴し、本件商標権の有効性が確認される事態になれば、補助参加申出人は、本件商標権が存在することによって、被告からいつ儀式の執行の中止を求められるかもしれない危険にさらされ、被告に対する従順や萎縮を強いられることになる。

以上によれば、補助参加申出人には補助参加の利益があるから、被告の本件異議の申立ては理由がない。

### 第3 異議申立ての理由の要旨

補助参加申出人は、生長の家の創始者である谷口雅春の寄付行為により設立された法人であるところ、被告は、補助参加申出人が、上記事業の範囲内において正当に本件商標と同一の本件標章（「實相」の書）を使用する限り、その使用に対し特に異議を述べる意図はない。

補助参加申出人が主張する法人葬、施設葬については、そもそも補助参加申出人がその事業として行うものではないと考えるが、いずれにしろ、補助参加申出人が主張する態様による葬儀（丙5）に対し、被告が異議を述べることはない。

また、補助参加申出人が主張する「生長の家神の国寮」における宗教的情操教育等、そして慰霊法要等の公益目的事業に係る儀式行事等における本件標章の使用について、被告は何ら異議を述べることはない。

被告は、これまで、本件標章の使用に対し異議を述べたことはないし、今後においても、これまでのような使用に対し異議を述べることはない。

したがって、補助参加申出人は、本案訴訟の結果について利害関係がなく、補助参加の利益が認められないから、被告は、補助参加申出人による本件訴訟に対する補助参加の申出に対し異議を申し立てる。

#### 第4 当裁判所の判断

##### 1 事実関係

一件記録によれば、以下の事実が認められる。

(1) 補助参加申出人は、社会厚生事業及び社会文化事業の発展強化を図ることを目的とし、生長の家の創始者である谷口雅春の寄付行為により設立された社会事業団であり、①健全育成事業、②精神文化振興事業及び③その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うものとされている（丙2，3）。

(2) 補助参加申出人は、宗教的情操教育等のため、その設置する施設において、宗教的礼拝対象等として、本件標章を掲げ、入所児童の先祖供養祭や「創立者感謝の集い」等の行事を実施し、また、精神文化振興事業の実施会場において、礼拝の対象である本件標章を掲げ、行事開始や終了の祈りを行い、また、供養祭等を行っている（丙4）。

さらに、補助参加申出人は、役員や児童養護施設関係者等につき、その逝去に際し、法人葬や施設葬を行ったことがあり（丙5）、今後も実施の可能性があるところ、生長の家の創設者である谷口雅春の宗教的信仰を有する者であれば、その礼拝の対象である本件標章を掲げて葬儀を執行することとしている。

##### 2 検討

(1) 民事訴訟法42条所定の補助参加が認められるのは、専ら訴訟の結果につき法律上の利害関係を有する場合に限られ、単に事実上の利害関係を有するにとどまる場合は補助参加は許されないと解するのが相当である（最高裁昭和38年（オ）第722号同39年1月23日第一小法廷判決・集民71号271頁参照）。そして、法律上の利害関係を有する場合とは、当該訴訟の判決が参加人の私法上又は公法上の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすおそれがある場合をいうものと解される

(最高裁平成12年(許)第17号同13年1月30日第一小法廷決定・民集55卷1号30頁参照)。

本案訴訟において、本件商標登録の無効不成立の審決が取り消された場合には、その後、判決の理由中の判断を前提として、本件商標の登録を無効とする判断がされる結果として、補助参加申出人について、本件商標権の侵害を理由に本件標章(「實相」の書)の使用差止等を請求されるおそれはなくなるといえる。他方で、本案訴訟において、原告の請求を棄却する旨の判決がされ、審決が確定すれば、補助参加申出人は、儀式等の行事を行う際に本件標章を使用しているのであるから、同申出人について、本件商標権を侵害したとして被告から本件標章の使用差止等を請求される可能性があることは否定することができない。

そうすると、補助参加申出人の上記不利益が単に事実上のものであるとはいい難く、本案訴訟の判決が同人の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすおそれがあるといえるから、同人は、専ら訴訟の結果につき法律上の利害関係を有するものと認められる。

したがって、補助参加申出人は、本案訴訟の結果について利害関係を有する第三者に当たるものと解するのが相当である。

(2) 被告は、本件の補助参加に対する異議申立書等において、補助参加申出人が、その事業の範囲内において正当に本件商標と同一の本件標章を使用する限り、その使用に対し特に異議を述べる意図はなく、これまでのような使用に対しては異議を述べることもないので、補助参加申出人には補助参加の利益がない旨主張する。

しかし、被告は、本件の補助参加に対する異議申立書等において、補助参加申出人の本件標章の前記各使用行為については異議を述べる意図がない旨を表明したにとどまり、その法的効果は直ちには明らかではなく、少なくともこのことをもって補助参加申出人に対する本件商標権に基づく差止請求権等を放棄したものとまでみることはできない。

そうすると、補助参加申出人は、本案訴訟において、原告の請求が棄却され、本

件商標の登録が無効とされなかった場合には、依然として、被告から本件標章の使用差止等の請求をされるおそれがあり、不安定な地位に置かれることとなるといえるから、本案訴訟の判決が補助参加申出人の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすおそれがあるといわざるを得ない。

したがって、被告の上記主張は、補助参加申出人が本案訴訟の結果について利害関係を有する第三者に当たるとの結論を左右するものではなく、採用することができない。

#### 第5 結論

よって、補助参加申出人が原告を補助するために訴訟に参加することを許可することとし、主文のとおり決定する。

平成28年5月6日

知的財産高等裁判所第1部

裁判長裁判官 設 樂 隆 一

裁判官 中 島 基 至

裁判官 岡 田 慎 吾

(別紙)

商標目録

登録番号 第5665365号  
出願日 平成25年8月15日  
登録日 平成26年4月18日  
商標



商品及び役務の区分 第16類

指定商品又は指定役務 紙製包装用容器, 紙製のぼり, 紙製旗, 紙類,  
印刷物, 書画, 写真, 写真立て

商品及び役務の区分 第41類

指定商品又は指定役務 宗教教育, 技芸・スポーツ又は知識の教授,  
セミナーの企画・運営又は開催, 電子出版物  
の提供, 図書及び記録の供覧, 図書の貸与,  
書籍の制作, 映画・演芸・演劇又は音楽の演

奏の興行の企画又は運営，教育・文化・娯楽・  
スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・  
広告用のものを除く。），娯楽施設の提供

商品及び役務の区分 第45類

指定商品又は指定役務 婚礼（結婚披露を含む。）のための施設の提  
供，葬儀の執行，墓地又は納骨堂の提供，占  
い，身の上相談，祭壇の貸与，冠婚葬祭に関  
する相談，結婚に関する指導・助言，宗教集  
会の運営，葬儀に関する衣服の貸与

これは謄本である。

平成28年5月6日

知的財産高等裁判所第1部

裁判所書記官 冬木 諭

